

令和3年（く）第36号

決 定

被告人 [REDACTED] [REDACTED] [REDACTED] [REDACTED]
昭和 [REDACTED] 年 [REDACTED] 月 [REDACTED] 日生

上記の者に対する道路交通法違反被告事件について、令和3年5月24日
釧路地方裁判所がした移送決定に対し、検察官から即時抗告の申立てがあつ
たので、当裁判所は、次のとおり決定する。

主 文

本件即時抗告を棄却する。

理 由

本件即時抗告の趣意は、検察官浅原宏規作成の即時抗告申立書に記載され
たとおりである。論旨は、被告人の住居地を管轄する大阪地裁に本件を移送
した原決定は、迅速な審理や被告人に生じ得る不便、不利益の評価を誤って
いて不当であるから、原決定を取り消し、本件移送請求を却下すべきである、
というのである。

本件公訴事実の要旨は、被告人が、北海道釧路市内の道路において、法定
の最高速度を47kmを超える107km毎時の速度で普通乗用自動車を運転
して進行したというものである。本件は令和2年12月28日に釧路地裁に
起訴され、弁護人は、令和3年1月9日、本件の移送を請求し、原審裁判所
は、本件を大阪地裁に移送する旨の決定をしたが、検察官が即時抗告をし、
当裁判所は、被告人の主張や証拠意見の見込みが不明で、検察官による立証
の計画を定めることができる状況ではないのに、釧路地裁で審理することに
よる被告人の一般的な不利益のみを重視した上記決定は、検察官による立証
上の不利益を著しく害しているとして、これを取り消す旨の決定をした。そ
の後、弁護人は、本件に関する被告人の主張及び証拠意見の予定を明示し、
今般、再度本件を大阪地裁に移送するよう求めた。そして、原決定は、以下

のとおり理由で、本件を大阪地裁に移送するとの決定をした。すなわち、弁護人は、本件の応訴方針に関し、被告人運転車両の速度を測定したオービスの正確性のみを争点とした上で、検察官請求予定の証拠のうち、オービス製造会社の担当部署が作成した書面のみを不同意とし、また、釧路地裁周辺に居住する者を証人請求する予定はない旨明示するに至り、これを受け検察官は、罪体立証のために予定している証人としてオービス製造会社の担当者のみを挙げており、同社については裁判所の場所を問わず証人尋問への対応が可能であると認められるところ、オービス製造会社担当者の証人尋問の準備については大阪地検の検察官の方が交通の便において便宜であると思われる上、同検察官であっても本件事案を正確に把握し、オービスの正確性に関する尋問を適切に行うことができるといえることからすると、検察官に著しい立証上の不利益を負わせるものではなく、他方で、証人尋問の予定を考慮しても、判決宣告に至るまでに相応の回数公判期日を要すると考えられ、被告人は会社員として相応の収入を得ていると思われるものの、子が通う大学の学費を負担していることからすると、釧路地裁で行われる一定回数公判期日に出頭して審理を受けることは、被告人にとって、時間的、距離的、経済的にみて相当な不便、不利益が生じるといえることから、本件は大阪地裁で審理するのが適当である、というのである。原決定の判断は不合理ではなく、是認できる。

これに対し、所論は、原決定は被告人に生じ得る不便、不利益を誤って評価して不当であると主張するものの、検察官の立証上の不利益を何ら主張していない上、複数回の公判期日への出頭により被告人に相応の時間的、経済的負担が生ずるとの評価には異論がないというのであるから、原決定により検察官が著しく利益を害される事由の疎明があったとは認められない。論旨は理由がない。

よって、刑事訴訟法426条1項により本件即時抗告を棄却することとし、

主文のとおり決定する。

令和3年6月23日

札幌高等裁判所刑事部

裁判長裁判官

金子 武志



裁判官

加藤 雅寛



裁判官

渡辺 健



これは謄本である

前同日同庁

裁判所書記官 諸澤 秀樹

